

## 平成30年度 第1回 一般競争入札による土地売却のご案内

下記市有財産を一般競争入札により売払いします。

### 記

#### 1. 売払物件

物件 番号	所在		地目	地積 (㎡)		最低売却価格
				公簿	実測	
1	土地	直方市大字植木 481 番 3	宅地	389.37	389.37	6,420,000 円

※ 現地説明は、行いませんので各自で物件をご確認下さい。

#### 2. 契約の方法

一般競争入札

#### 3. 入札参加資格等

個人及び法人としますが、次に該当する方は入札に参加できません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- ② 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者  
また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 当該物件を暴力団事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- ④ 次のいずれかに該当する者
  - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
  - ・暴力団又は暴力団員に対し資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
  - ・暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
- ⑤ ②～④に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

#### 4. 入札参加申込み

##### ① 申込み方法

以下の書類を添えて申込みを行ってください。

申込書受付後に入札保証金納付書、入札関係書類をお渡しします。

- 「市有財産競争入札参加申込書」
- 「身分証明書」(個人の場合のみ。本籍地で発行されます。)
- 「履歴事項全部証明書」「役員一覧表(指定様式あり)」(法人の場合のみ。)

- 「入札保証金返還請求書」
- 「入札保証金振込先口座の通帳のコピー（申込人名義の口座のもの。不落札の場合に入札保証金をこの口座に返還します。）」

② 申込場所

直方市殿町 7 番 1 号

直方市役所 4 階 用地管理課 用地係

③ 申込期間・受付時間

平成 31 年 2 月 15 日（金）～平成 31 年 3 月 8 日（金）

開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時

5. 入札参加資格確認

- ① 市有財産競争入札参加申込書を受付けたときは、速やかにその資格を審査することとします。また、資格の審査については、福岡県警への意見聴取を含みます。
- ② ①の結果を基に、入札参加資格の有無について申込者に通知します。ただし、資格を付与した後に、入札に参加する者に必要な資格を有しないことが判明した場合には、速やかにその旨を通知します。

6. 入札保証金

① 金額

物件の予定価格（最低売却価格）の 100 分の 10 の額（1 万円未満の端数は切り上げ）

② 納付方法

入札参加資格審査結果通知時に配布する所定の納付書にて納付してください。

③ 納付期限

入札参加資格審査結果通知から 5 日以内（土日祝日を除く）

④ 納付場所

直方市役所市金庫（直方市役所 1 階）又は各金融機関（ゆうちょ銀行を除く）にてお願いします。

⑤ 入札保証金の返還等

不落札の方の入札保証金は、入札後指定の口座に振込みにてお返しします。また、落札者の方の入札保証金は、売買代金（または契約保証金）の一部に充当していただくこともできます。ただし、契約締結期限（落札決定の日の翌日から起算して 5 日以内（土日祝日を除く）までに落札者が契約の締結を行わない場合は、納入済の入札保証金は市に帰属します。

7. 入札の日時、場所

① 日時

平成 31 年 3 月 18 日（月） 午後 2 時

② 場所

直方市役所 5 階 入札室

- ③ 持参していただくもの
  - 入札書（申込時に配布した用紙に記入・押印したもの）
  - 入札保証金の領収書
  - 委任状（代理人のみ）
  - 印鑑証明書（代理人のみ）
  - 封筒

## 8. 落札の決定等

入札日に、開札を行い、落札者を決定いたします。

### ① 落札者の決定等

最低売却価格以上に達した入札のうち、最高価格の入札を落札とします。ただし、最低売却価格以上に達した入札で最高価格の入札を行った者が、入札参加資格に基づく契約要件を満たすか否か確定していない者である場合は、確認に一定の期間（約30日）を要するため、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保します。

契約要件の確認の結果、契約要件を満たすことが確認された場合は、落札候補者を落札者と決定し、契約要件を満たさないことが判明した場合は、当該入札を無効とし、再度入札を行うこととします。

### ② 落札となるべき額の入札が2人以上の場合

直ちにくじによって落札者を決定します。

ただし、これらの者に落札候補者がいる場合には、当該落札候補者が契約要件を満たすことが確認されるまでは、くじ引きを留保する。

### ③ 入札資格を有しない者のした入札

当該入札者の入札は、無効とします。

## 9. 契約の締結

### ① 契約締結期限

落札決定の日の翌日から起算して5日以内（土日祝日を除く）に、売買契約を締結しなければなりません。ただし、落札候補者として落札の決定を留保した場合で、当該落札候補者を落札者として決定したときは、落札決定の日の翌日から起算して5日以内に、売買契約を締結しなければなりません。

### ② 契約締結場所

直方市役所 4階 産業建設部 用地管理課

### ③ 費用負担

売買契約書に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。

## 10. 売買代金の納入

売買代金の納入は契約締結と同時に一括納入を原則とします。

## 11. 所有権の移転

- ① 売買代金が完納されたときに所有権が移転し、物件を引き渡すものとします。
- ② 所有権移転登記は、物件の引き渡し後、市が責任をもって行います。

- ③ 所有権移転登記に際し必要な一切の費用（登録免許税費用等）は落札者の負担となります。
- ④ 売買物件に課税される不動産取得税については、落札者の負担となります。
- ⑤ 所有権移転登記に際し、個人の場合は住所証明書（住民票又は戸籍の附票）の提出が必要となります。
- ⑥ 所有権移転登記完了後、登記識別情報通知書をお渡しします。

## 12. 用途等の制限及び重要事項

- (1) 公法上の規制等のほか、下記のとおり入札物件の用途の制限を設けています。また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。
  - ① 落札者は、市有地売買契約締結の日から5年間、売買物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供することはできません。また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転、または売買物件を第三者に貸すことはできません。
  - ② 落札者は、市有地売買契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に供することはできません。また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転、または売買物件を第三者に貸すことはできません。
  - ③ 落札者は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、①②の条件を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して①②の定めに反する使用をさせることはできません。
- (2) 落札者は、市有地売買契約締結の日から5年間、市の承認を得ないで、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件に権利の設定をしてはいけません。ただし、抵当権の設定は禁止の対象には含まないものとします。
- (3) 市は、(1)、(2)に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、または落札者に対し、所要の報告を求めることができます。この場合において、落札者は調査を拒み、妨げもしくは忌避し、または報告を怠ることはできません。
- (4) 重要事項等について
  - ①隣接地建物に接続する水道管設備であって売買物件内に存するものについては、すみやかに買主の責任において移設等を行ない、売主に対しては瑕疵担保責任を問わないこととする。
  - ②当該物件の接面道路は建築基準法第42条第2項道路に該当する。そのため、幅員が4.0m未満の部分については建物建築時に道路中心線から2.0mのセットバックが必要となる。
- (5) 落札者が、(1)、(2)の義務に違反したときは、売買代金の100分の30の額を違約金として、市に支払わなければなりません。また、(3)の義務に違反したときは売買代金の100分の10の額を違約金として、市に支払わなければなりません。

ん。

- (6) 落札者が納付期限までに売買代金の全額を納付しないとき、又は入札参加資格が無いことが判明した場合等、落札者の責めに帰すべき理由により、市が契約を継続しがたいと認めるときは、契約解除になります。

### 13. その他の注意事項

- (1) 物件の引渡しは、現状のままとします。  
※ 物件にフェンス、ブロック塀等がある場合も、撤去はいたしません。
- (2) 入札結果についての問合せがあった場合には、入札参加人数及び落札価格の情報提供を行います。

### 14. 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

直方市役所 産業建設部 用地管理課 用地係  
直方市殿町7番1号  
0949-25-2224（直通電話）